

第二十六回国会
衆議院

科学技術振興対策特別委員会議録第二十五号

昭和三十三年四月五日(金曜日)

午後一時五十四分開議

出席委員

委員長 菅野和太郎君

理事 赤澤 正道君 理事 有田 喜一君

理事 齋藤 憲三君 理事 中曾根康弘君

理事 前田 正男君 理事 志村 茂治君

須磨彌吉郎君 南 好雄君

山口 好一君 石野 久男君

岡本 隆一君 滝井 義高君

出席國務大臣 宇田 耕一君

出席政府委員

科学技術 秋田 大助君

政務次官 原田 久君

(科学技術庁 長官官房長)

総理府事務官 佐々木義武君

(科学技術庁 原子力局長)

委員外の出席者

科学技術庁次長 篠原 登君

総理府事務官(科 学技術庁長官官 房総務課長)

水間 光次君

総理府技官(科 学技術庁原子力 局アイソトープ 課長)

鈴木 嘉一君

本日の会議に付した案件

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案(内閣提出第一二八号)

科学技術振興対策に関する件(原子力行政一般)

○菅野委員長 これより会議を開きます。

この際、原子力行政につきまして宇田國務大臣より発言を求められておりますので、これを許します。宇田國務大臣。

○宇田國務大臣 本日、閣議の了解事項として、ただいま差し上げました一、二、三、四の四項目について協議の結果、了解に到達いたしましたので、正式にこれを御報告申し上げますと存じます。政府委員よりそれを読み上げさせていただきます。

○佐々木政府委員 全文を一読読み上げてみたいと思います。

原子力に関する対外措置について(閣議了解)

一 米國と速かに天然ウランの購入及びC P-15用濃縮ウランの貸借に関する細目取極の交渉に入る。

二 カナダより核燃料物質及び核原料物質を購入するため必要な交渉を、同國との間に開始する。

三 原子力の平和利用に関する一般協定に関しては、米英兩國と可及的速かに交渉に入るため、これに

関する基本的方針、交渉の時期、交渉方針その他所要の国内措置につき、関係各省庁間において協議するものとする。

の間に原子力平和利用に関し、緊密な協調を計ること。

以上四点が閣議了解の事項でございますが、逐次別にお話申し上げますと、第一項の「米國と速かに天然ウランの購入及びC P-15用濃縮ウランの貸借に関する細目取極の交渉に入る」という意味は、天然ウランの方は、この六月から動き出すウオーター・ボイラー型の実験材料としてどうしても必要といたしましたので、すみやかにこれを手に入れたい。それからC P-15用の濃縮ウランに関しましては、これは貸借でございますが、必ずしも今すぐ入手するということはないのでございまして、相当時間がかかる関係上、早くこれを取りきめまして、そうして國會の御承認等を得た上で今から手配をしておきますと、今年の末から組み立てに入りますC P-15用の濃縮ウランは確実になるであろうというふうに考えまして、これを取り急いで入手できますように、さっそく交渉に入つて参りたいという意味であります。

第二点は、「カナダより核燃料物質及び核原料物質を購入するため必要な交渉を、同國との間に開始する」という意味は、核燃料物質は御承知のように天然ウラン等でございますが、核原料物質と申しますのは天然ウラン等のものとになります粗製練等の段階を経たもの、あるいは鉱石等を意味するのでございまして、ここではむしろ核原料物質の方に重点がありまして、イエロー・ケーキを手に入れたいというので、ただいま交渉に入ろうとしておるわけでございまして。ただし、カナダの方では、もう少し時間がたつと天然ウランもあるいは出せるかもしれないという点でもありますので、念のため核燃料物質という点も入れてあるわけでありまして。

第三番目は、英米との一般協定でございますが、これは原子力委員会でも前からきめておりましたので、これに対する基本方針あるいはいつごろから始めるか、あるいは交渉方針とありまうのは、交渉の方法と考えていたではないのではありませんかと思ひますが、あるいは「その他所要の国内措置」と申しますのは、これは受け入れ態勢の問題とかあるいは所要資金の調達方法とか、そういったようなものを関係省で協議をいたしまして、その範囲がまじやないか、あるいは情報をこまめに固めておけば、交渉を開始しても大丈夫だということなことを十分相談いたしまして、そうしてこの交渉に入り、なるべく早く妥結するのが第三番目の趣旨でございます。

第四番目は、國際原子力機関が、ただいま準備委員会で協議中でございますけれども、わが方も準備委員会の中に入つておりました、近くこの夏に成立いたします總會で正式に発足するわけでございますが、理事國になることはほぼ明瞭でございます。その理事國は、御承知のように、主要なメンバー

がほとんど加入しておりますので、そういう理事國同士がいろいろ話し合つていきますと、非常に緊密な協調も保てますし、いろいろな他の國の原子力事情もわかるであろう。従つて、資料等の入手もいろいろ便宜がはかつてもらえるのではなからうかというふうに考えまして、もちろん理事國ばかりでなしに、それに加盟した國々が非常に多いわけでございますから、その中で主要な國々に対しましては國連の機關で十分御研究いただいて、そうして資料等入手して参りたい、こういう趣旨であります。

○菅野委員長 ただいまの発言について、何か質疑はありませんか。

○志村委員 ここでは第一の項目についてまずお尋ねしたいのです。「濃縮ウランの貸借」ということだけが書いてあります。われわれは従来からこの濃縮ウランにしても天然ウランにしても買ひ受けということを提唱いたしておりましたが、そのために研究協定の改訂ということを要求してあつた。政府もそのように外交折衝に入つておつたのですが、それはどうなんでしょうか。

○佐々木政府委員 購入あるいは貸借、両方を含んで研究協定の改訂をお願いしておつたのでございまして、まだその改訂の成文がわが國に届いたという通知を外務省から正式に受けておりません。

○志村委員 それでは、研究協定の改訂については、依然としてこの折衝を

継続しておるのですか、今後ともずっとやられるのですか。

○佐々木政府委員 本文の内容がまだよくわからないものですから、本文を見まして、十分外務省等とも連絡をとりながら、委員にお諮りしてみたいと思います。

○志村委員 それではやはり改訂についての交渉は、今後継続してやられる、こういう趣旨なんですね。

○佐々木政府委員 その本文の中に、いってさらに折衝を重ねて、そうして長くこの折衝がかかるというふうな見通しであります。と、本国会に間に合わないかなりますので、そういうタイムの問題等も考えあわせて、条文等を十分検討した上で態度をきめたいというふうに考えております。

○志村委員 いや、私のお聞きしているのは、今の方針は、研究協定の改訂の交渉を今後とも継続してやられる御趣旨であるかどうか、その点なんですか。

○佐々木政府委員 こちらから米国にお願いしまして、向うから成文を送ってくることにしておりますので、公式の案文が入って、その案文をよく検討して、もう差しつかえない、すぐでも調印できるという性質のものでありますれば、時間的に間に合うでしょうから、すぐお出しするということになるでしょうし、条文等検討しまして、さらにたくさんさんの点で交渉を重ねなければいかぬということになりますと、なかなか解決がつかない。そうすると、今国会に間に合わないということになりますので、そういう点、条文を十分見た上で、そのやり方等を考えてみたいというふうに考えております。

○志村委員 次にお願いしたいのですが、これは第二番目のカナダから核燃料物質あるいは核原料物質の購入について交渉を開始するというのであります。が、従来カナダにおいては相当量の、輸出可能な程度の、国内需要以上のこうした核燃料物質であるとか原料物質があるということをお聞きしております。これについて、とうに交渉が進められるべきであると思われるが、おつたのであります。が、商社とエルドラドとの折衝があつたらしい。しかし、その間には、三百キロ以内とか何とかきわめて少量であつたがために、商社はこんなものは買つても引き合はない、もう少し大量でなければならぬというふうなことであつたのだが、カナダと商社との関係においてはそういうことは許されぬ、こういうことがあつたんですが、政府との折衝はあまり行われなかつたということをお聞きしておりますけれども、その点いかがですか。

○佐々木政府委員 この文書にありますが、いかに正式交渉と申し上げては、あるいは間違ふかと思ひますけれども、こういうイエロー・ケイキがこのくらいほしいというのは向うにお話いたしました。外務省を通じて、先大使館から向うにお願いして、そうして向うの方ではそれに対して、日本ばかりでなしに、いろいろな国から申し込みがあるので、どう扱うかという点をカナダ政府といたしまして検討も、あるいは条文等も練つておる、それができますればわが方に送ってくることにしております。そういうものを見ました上で、早く交渉して、必要

ならいたなくというふうにしたい、こういうふうなことを考えております。

○志村委員 今のイエロー・ケイキを入れたというふうなことはわかりませんが、たとえば、アメリカから四トン、天然ウランを買い入れるということについて、いろいろ困難な問題がある。一応細目取りきめの交渉に入ると言っておりますが、これも問題があると思う。従つて、カナダから天然ウランを買い入れるについての交渉をしても、いらないと思つておつたのですが、今まで政府としてはあまりやられた形跡はないというのですが、それはどういうわけか。

○佐々木政府委員 お話の通りでありまして、カナダからなるべく早く入手したいと思ひまして、前大臣の正力さんがおられたころから、この点はしばしば向うに申し入れました。そうして何とか考えてもらいたいという交渉は続いております。ただ向うでは、やはりイエロー・ケイキといへども、普通の商取引として出すわけにかなないので、その前提条件として国家間の協定が必要である。そうして条文はただいま策定中でありまして、できたらいち早く送りますというので、非常に好意的に考えていただいております。

○志村委員 私たちは早くカナダとそういう折衝に入つてもいいかと思つたのでありますが、もう過去の事実であつて、これからやられるというのならば、改善の策としてこれを承認せざるを得ない、こういうふうに考えております。

次に、第四項の問題についてお尋ねしたいのですが、ただいまの御説明でみると、たとえばこの問題になった

ソ連等につきましては、国連機関を通じてこれは行ふのである。一国対一国の間でそうした折衝はしないという方針なんですね。

○佐々木政府委員 この趣旨は、まだ英、米、カナダ等はその他の国の事情がよくわかりませんので、せっかくあつたという国際原子力の平和利用という面でも各国とも集まつて、そうして協議をし、問題を進めようという機関ができたのであります。それから、そういう機関でいろいろ話し合つて、あるいはお願ひしたりするということをするれば、今までよりもはるかに事情がはつきりしてくるのじゃないかというので、国際機関にわが方も、先ほど申しましたように理事国として加盟いたしますから、そういうのを利用と申しては語弊がありますが、極力親密の場として、そうして各国から資料等の入手、あるいは事情の紹介等を受けた方が、今後の進め方を考える上において非常にいいのだらうというふうに考えて、こういうふうなことにいたしましたわけでありまして、

○志村委員 今後の進め方について非常にいいのじゃないかと考えておるといふのでありますが、ソ連について接触して、それから協定に入るための事前準備として調査を進め、あるいは資料を収集するという程度のことであるならば、何も国連機関を通じて間接的にするよりも、直接ソ連と折衝された方が早いではないか。なぜソ連と直接接触してはいけないのか、この点はわれわれは疑問があるのですが、その点を明らかにしてもらいたい。

○佐々木政府委員 この前にもたしか申し上げたと思ひますけれども、たと

えば、ソ連に留学生をやりたいといふたような問題は、向うへ申し入れまして、そうして向うから語学その他のいろいろな条件があれば受け入れるかという条件であらうへお願いしてございませう。ただ、原子炉、燃料等の問題は、御承知のように非常にデリケートな問題でございまして、留学生をやるとかという問題とは違ひまして、いろいろ各国の原子炉の開発状況あるいは資源状況といったものがはつきりいたしませんと、どういふふうな交渉を進めていかもわかりませんので、こういう国連の機関等がありますれば、そこで常時皆さんが話し合う機会があるわけでございますから、こういうところで十分お話し合いをして、そうして意思の疎通をはかつて、資料等が十分手に入りましてからその上で考えるというの

が、一番早くてと申しますか、確実であり、必要な手段じゃないかというふうに考えておる次第でございます。

○志村委員 国連機関を通じてそういうふうな折衝をするのが最もよろしいというのであるならば、これはすべての国家に国連機関を通じてやられた方がいいはずだと思ふ。ところが、いわゆる自由主義国家群に対しては、直接一国対一国の折衝をしようというふうな建前をとつておりながら、それ以外の国に対しては間接的な方法をとつてよろしいという理由は一体どこにあるのか。デリケートという言葉を使われ

たのですが、それがどういふ意味であるか私はわかりませんが、それはどういふわけなんですか。

○佐々木政府委員 たとえば、フラン

スなどにいたしましたも、フランスから人に来ていたたりなどして、だいたい事情はつきりして参つたのでありますけれども、それにしても米國あるいは英國はその國の原子力の開発事情というものは明瞭ではありません。従つて、その他の國に對しまして、やはり事情はつきりしたい間、またはつきりさしてくるかどうかわからないような状況のときにおきまして、そういう話をするのが國際機關の場でございますから、むしろそういう國際機關の場で、わが國も理事國に入ります關係上、人ももちろん向うに参るわけでございますが、そういう人たちがいろいろ話合つて、そしてスキャンジナヴィアからは、スエーデンからは、こういう資料をいただけるだろうか、あるいはこういう開發状況で、こういう点がわからないのだけれども、あなたの方では、どうなつておるかといったような話を聞いて、そして國際機關でいろいろ資料をちょうだいできれば、そういうものももちろん向うの許可を得まして、こちらの方でもちようだいし、そして、各國の事情が順次判明して参りました際に、こちらの方としては今後の方針を考えたらどうか、こういう趣旨でございます。

○志村委員 そうしますと、折衝に入る場合には、もちろんこれは一國對一國でやらなければならぬということにはわかるのですが、調査段階のものは國連を通じての方がよろしい、こうおっしゃるのですか。

○佐々木政府委員 各國とも國連の機關に十分協力するということになっておりますので、おそらく各國とも國連に對しましてはウランを提供するばかりでなしに、資料その他も提供して、そこで各國の事情の検討等を行う場になるといふふうに考えられますので、そういう場を十分活用して、わが方でも資料を出しますし、希望も述べ、そして各國からいろいろ資料等の援助その他を仰ぎたいというのが順序かと思ひますので、まずそういう機關を通じて、もう近々の問題でございますので、近々と申しますのは、成立するのが二カ月後、三カ月後くらいの問題でございますから、そういう機關を通じて、いろいろ各國の事情を明確にしたい、こういうふうにご考慮しておる次第でございます。

○齋藤委員 これは天然ウランというのと核燃料物質、各原料物質、三通りあるのですか。

○佐々木政府委員 カナダより天然ウラン及びイエロー・ケークというふうには、つきり書いてしまへば問題ないのであります。石川さんは、つきり申しますと、カナダを非常に詳しくごらんになつて、山奥まで何べんも入つて歸つたのですが、こゝはそうはつきり今の段階では、天然ウラン、イエロー・ケークと書かないで、もう少し幅を持たしておいたらどうだろうかといふことで、むしろ核燃料物質、核原料物質とか、あるいはイエロー・ケーク以下のものではあつても多量に入手できるという事情があるいはあつたかもしれないし、あるいはイエロー・ケークだとあれだけだけれども、単なる鉱石材料であれば協定になくても出すといふふうになるかもしれない。そこら辺も考えまして、あまりこのカナダの点はびつちと限定しないでやつた方が、今後の折衝等に弾力性を持ち得るのでよいのじゃないかという強い御意見がございましたから、こういうふうにご考慮した次第でございます。

○齋藤委員 そうすると、天然ウランと書いておくと、ビュリフ・ケークと書いておくと、天然ウランとして全部入るのですか。

○佐々木政府委員 イエロー・ケークの問題は、六〇%くらいまで詰めておきますので、すぐそのまま使える核燃料物質というものはまだ段階が必要なものなので、あるいはむしろ核原料物質といふふうにご考えた方がよいのではないかと考えまして、イエロー・ケークにつきましては、核原料物質の方に含ませてあるわけでありませう。

○齋藤委員 どうもわからない。これは、そうすると、カナダから買つたものは、核燃料物質といふと、ウラン、トリウム、プルトニウムというふうなものも含まれるし、アメリカと今交渉するといふのは天然ウラン、こういうことですか。そうすると、カナダの方は非常に範圍が廣く、アメリカの方は天然ウランに局限する、こういう意味ですか。

○佐々木政府委員 大へんどうもむづかしい質問になつて参りましたのです。濃縮ウランあるいはプルトニウム、トリウム等に関しましては、御承知のように特殊核燃料物質という言葉を通じて使つてございます。そこでカナダからそういうものを入れるということに關しましては、ただいまの段階では考慮しておりません。しかし、核燃料物質といふふうにご考慮しておきまされば、そういう点はいろいろ情勢に依りて、カナダも燃料國でありますから、カナダの燃料の処理が進歩するに従つて、今考えるよりもはるかに幅の広い問題が生じてきやしないかという考慮のもとから、天然ウランといふふうにはつきりしないで、核燃料物質といふふうにご考慮した次第でございます。

○齋藤委員 僕はよくわからないのですが、そうすると、あなたは、天然ウランと書いてある米國との天然ウランなら、これはビュリフ・ケークと書いたものだ、この天然ウランと書いたやつは核燃料物質だ、そういうことでしよう。そうすれば、カナダより天然ウラン及び粗製ウランと書けば、それで用語の統一というものは私ではできると思ふのだけれども、一方には天然ウランと書いて、これはビュリフ・ケークと書いたものだ。ビュリフ・ケークと書いたものであつたならば、その選鉱過程において純粋なものであるならば、これも天然ウランだ。それから製錬過程に上せて、そして金属ウラン、板状にしたようなものでも、天然ウランに入るのだ。一方核燃料物質といふことになる、その天然ウランに匹敵するのだ。イエロー・ケークは核原料物質に入るのだ。それは書いた人はわかるけれども、読んだ人はわからぬだらう。だからそういう点をもつて注意を払つて用語の統一をはかつた方がいいだらう、これは書いた人だけわかつて、読んだ人は何をいつてゐるのかわかりはせぬのだ。私はそう思うのだ、これはどうですか。

○佐々木政府委員 お説の通りであります。もう少しはつきり書けばあるいはよろしかつたかと思ひますが、趣旨はよくおわかりかと思ひますので、ただいま説明したような趣旨に御理解いただきたいといふふうに考えます。

○菅野委員長 この問題について、他に御質疑がなければ、次に移ります。

○菅野委員長 次に、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案を議題といたします。

本日は、政府より提出せられました資料につきまして、説明を聴取いたしたいと思ひます。鈴木アイソトープ課長。

○鈴木説明員 御説明申し上げます。御存じのように、放射性同位元素の輸入は昭和二十五年から始まつておるわけでございますが、その当時は総理府にありました科学技術行政協議会、アブリヴィエーテッド・ネームをスタッフと申しておりました役所で取り扱つておつたのでございます。そこでこの放射性同位元素は、研究及び産業、医療その他非常に有効なものであるが、放射線障害を伴つて非常に危険なものであるといふので、とりあえずそういう研究者なりアイソトープの取扱者に、何らか安全な取扱の方法を示す必要があるであらうといふことで、当時アメリカで発行されておりました「セーフ・ハンドリング・オブ・レディオアクティブ・アイソトープス」というものが、その前の年の昭和二十四年の九月に発行になつておりまして、それをスタッフにおいて、スタッフの専門委員をおられました当時の東大の中泉教授あるいは科学研究所の山崎文男所員あるいは東大の院講師といふ方々にそのセーフ・ハンドリングを訳していただきまして、それを科学技術行政協議会

から発行いたしましたものが、この放射性同位元素の安全取扱法と書いたものでございます。これはアメリカのもの、そのまゝ直訳的に翻訳したものでございまして、いろいろわかりにくい点もあるかと思ひますけれども、要はアイソトープの大体の種類とそれの危険の工合、そういうものを書いてあります。それからそれを取り扱う人の心得、あるいはそういうものを取り扱う部屋、設備はどうすべきであるかといったようなことが書いてある書物でございます。それからその次に、放射性物質による障害予防勧告というパンフレットがございますが、これは先ほど申し述べましたアメリカの取扱法を日本の学者、特に日本医学放射線学会の方々がそのアメリカのものを基礎として、日本的にいろいろ考慮直され書かれたものでございます。そしてこれは同じく科学技術行政協議会において、適当なものであるということ、発行されたものでございます。内容は先ほどのアメリカのものと大体似ておりますけれども、もっとよりわかりやすく、アイソトープの定義でありまして、アイソトープの定義でありまして、最大許容線量の問題、そういうものを述べてあります。それからアイソトープを取り扱います施設の工合、それから取扱ひの心得、労働時間の問題でありまして、健康診断の問題等々が述べられてございます。これが第二の資料でございます。それから第三の資料といたしましては、その当時、昭和二十七年からでございますが、科学技術行政協議会において、こういう放射性物質の障害予防のために何らかの法的規制が必要であらうとい

うことで、特別な委員会ができておりましたが、そこではいろいろ法案の準備をいたしておりました際に、まず労働省において、労働基準法に基いて障害の防止を始めてもらうのがとりあえずの手段であらうということになりました。労働省の労働基準局長から各都道府県の労働基準局長あてに放射線の障害の予防について通牒を發したことがございます。その通牒の全文が「有害放射線による障害の予防について」と題する印刷物であります。それからその次に「放射性物質障害の有無に対する健康診断基準」というのがお配りされておりますが、これは厚生省に設置されております原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会というののございまして、広島、長崎の事件、その後のビキニの事件というののに対する調査、研究をやっておったわけでございます。その中の医学部会、この部会長は都築先生であります、その部会においても、放射線障害の健康診断といつてもなかなかむづかしい問題であるので、何か基準を設けたらよいであらうということがありまして、そのときにできました基準でございます。以上四点が、この前、岡委員から御要求のありました資料でございます。

それから最後に、横になった資料でございますが、これは前田委員から御要求のありました資料でございます。それからアイソトープの輸入の状況、それからどういふ方面に使われておるか、使用の状況を一覽にしたものでございます。これは先ほど申し上げましたように、昭和二十五年から輸入が始まっておりますので、二十五年から三十年までの毎年の輸入のふえ方を一応小さな表に載せてございますが、昭和二十五年を一といたしますと、年々アイソトープの利用がふえて参りまして、昭和三十年には二十倍ということになっております。昭和三十一年はさらにこれの倍以上になっておりますので、初めから見ますとすでに数十倍に達しておるといふことでございます。それからその下の表は、こういうアイソトープがどういふ分野で使われておるかというのを、さらに詳しく昭和三十一年現在のものを書いたものでございます。ここにまた書いたものでございますけれども、大体の傾向を申し上げますと、日本におきましてはまだやはり医学の利用が一番多いでございます。全体の約六割を占めております。それから工業方面の利用が第二位に上つて参りまして、これが約二割、農業方面が一割、その他の基礎科学といふものが、そういう学問的な利用が一割といふようなものが大体の傾向でございます。一番うしろのページの上方に国内産のアイソトープのことが出ておるのでございますが、これは現在日本におきましては、科学研究所のサイクロトロンからできますアイソトープが一般に売られておるわけでございますが、その三十一年度の表でございますが、これは東大の理工研のサイクロトロンでも若干のアイソトープを作っておりますが、これはもっぱら学内用でありまして、外には出しておりません。なお、京都大学のサイクロトロンでもできるはずでございますが、これは今年の秋ごろからという話でございます。

以上、御提出いたしました資料について、大体御説明を申し上げます。○菅野委員長 以上をもつて説明は終りました。通告に従ひまして、質疑を許します。齋藤憲三君。○齋藤委員 質問申し上げます。これは聞きよによつては意地悪い質問でなければ、決して意地悪い質問ではないので、答弁のいかんによつては又手をあげて賛成しようという心がまえの質問でございますから、そのおつもりで聞き取りをお願いします。もし御回答ができればなりましたら、次の機会に御答弁願つてもけっこうでございます。

第一、私はこの法律において一つ疑問があるのではありませんが、「この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいふ」と書いてある。そうすると、この原子力基本法の第三条第五号を見ますと、「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいふ」と書いてございますが、お伺いする点は、どういふ政令で定めおるか、またこの政令という字をとりますと、この放射線の中にはエキス線が含まれるのか含まれないのかというところでございますが、これはいかがでございますか。

○鈴木説明員 原子力基本法にありませんが、政令というものは、実はまだ出ておらないわけでございます。この障害防止法ができました際には、その政令を至急出さなければいかぬ、こう考えておりますが、この政令で定めますものは、直接原子力に関係のある放射線だけを規定しようと思つてございまして、それは何かと申しますと、アルファ線でありまして、ベータ線、ガンマ線、中性子線等々があるわけでございますが、この際エキス線といふものをその規定の中から落すわけには参らないと思つてございまして。と申しますのは、そういうアルファ線やベータ線やガンマ線が出る場合に、エキス線も同時に場合がしばしばございます。この政令で定める放射線の中には、エキス線といふものをやはり除外するわけにはいかぬと思ひます。しかしそれから第四項にございまして放射線発生装置、その政令の中では、エキス線発生装置は除こうといふつもりにいたしております。

○齋藤委員 その点ですが、御回答ができればけっこうですが、まあよく考へて、一つびしとした線をきめていただきたい。というのは、一方放射線といふ全体の解釈においては、エキス線をはずすわけにはいかない。が、しかし「この法律において放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいふ」、放射線発生装置といふことで一応限界をきめておいて、そうしてこの法案で放射線の中にエキス線を含ませておいて、こういうような体系で全部の放射線の障害に対して防止できますか。

○鈴木説明員 お答えいたします。エキス線装置につきましては、これは原子核の変換の過程において出てくるものもありますが、一般にエキス線装置と言つておきますのは、エキス線管といふものを使ひまして、そこに電氣を通してエキス線を発生させておきまして、それは原子核の変換と関係の

ない、つまり原子力基本法と関係のないエキス線装置が普通に言われておりますエキス線装置でございます。これは原子力基本法の規定からはずれるということ、そのエキス線装置を含ませることは妥当でないと考えております。それから同時に、エキス線装置といふのは、お医者さんの使うものが非常に多いわけでございまして、これも医療法という法律がございまして、これで現在取締りを受けております。それで十分であらう、こういうふうに解するわけです。

○齋藤委員 そうすると、今の御答弁は、原子力基本法の第三条の第五号の放射線というものは、政令できめるときは、エキス線を除くわけですか。

○鈴木説明員 放射線の政令の中には入ります。それは除外するわけには参らないと思ひます。原子核の変換の過程において出てくるという放射線の中には、エキス線もあるわけなんでござい

ます。

○齋藤委員 そうすると、「放射線発生装置の使用を規制することにより」というこの放射線発生装置というのは、エキス線も入るのですか。

○鈴木説明員 放射線の定義の中には入りますが、放射線発生装置の定義の中からはエキス線装置は除外する、こういうわけであり

ます。

と私は聞いておる。五万か六万か、あるいは断層用に用いても十万を出ないだろう。ですから、割合にこの方面の取締り予防というものは楽だ、こう考えますけれども、これが一たん学校用となると、大学あたりで使っておりま

すのを聞きますと、大体強いものになると三十万ボルトぐらゐになる。工業用になるともっと強いものがある、こ

ういうものは一体どうして取り締まるのですか。取り締まるというか、障害の予防をやるのですか。

○鈴木説明員 ただいまの齋藤委員の御質問は非常に急所をついておられるわけでございますけれども、工業用のエキス線装置については現在のところ

法的規制がないわけでございます。それから医療用についてはござい

ますけれども、（齋藤委員）学校は、何の研究用及び工業用につきま

しては、何の規定もないわけでございます。それで、医療用と並びまして別の法的規制を加える必要があるのではない

か、ただし、これは原子力ではないといふふうに解しております。

○齋藤委員 それからこの第二条の第二項で、「この法律において「放射性同

位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で政令

で定めるものをいう。」と書いてござい

ます。放射性同位元素といへば、ウラン、トリウム、プルトニウム、全

部入るものでありますが、その関係はどうなっておりますか。

○鈴木説明員 ウラン、トリウム等原子燃料物質というものは、別途原子炉等規制に関する法律というのを近く提出いたす予定でござい

ますが、その方

でもって規定いたす、そういう予定にいたしております。

○齋藤委員 そうしますと、この法案を審議し、この法案に賛成する前提といたしましては、文部当局及び通産

局が、その管轄下にあるエキス線の装置に対していかなる障害防止の法案を考

えておるか。それを今国会に提案する意思があるかどうか。どうして一体

この放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案からエキス線を除外したかとい

うようなことを一つよく審議いたしませんと、与党である

からといって軽々に賛意を表しがたいような点がござい

ますので、そういう点につきまして、一つ次会に通産及び文部当局の出席を

お願いいたしまして、何ゆゑにこの法案からエキス線を除外したか。――

もちろん厚生省もおいで願わなければならぬと思ひます。われわれのこの法案に対する基礎観念は、

この放射性同位元素等によるなどというやかましい、そんなめんどくさいこ

とでなく、放射線障害防止法、こう一本でいつて、一切のエキス線もこれに

含めて、原則的に主管の責任大臣をきめてやりたい、こういうふう

に考えておったのでありますが、提案せられました法案を見ますと、「放射

昭和三十三年四月十日印刷

昭和三十三年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局